

## 知的財産侵害物品の差止件数は引き続き高水準

(平成29年1月から6月までの名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況)

名古屋税関は、平成29年1月から6月までの管内における偽ブランド品等の知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせします。

### 1. 輸入差止件数が5年連続1,000件超

- 輸入差止件数は、1,343件で、前年同期比17.0%の減少となったものの、5年連続で1,000件を超えました。

### 2. 中国来貨物の輸入差止件数が8割超

- 仕出国(地域)別の輸入差止件数では、中国が89.5%(前年同期91.1%)を占めました。  
また、輸入差止点数も、中国が76.4%(前年同期86.1%)を占めました。

### 3. 意匠権侵害物品の輸入差止件数、点数が大幅に増加

- 知的財産別では、引き続き商標権侵害物品が件数、点数ともに最多ですが、意匠権侵害物品の件数、点数が大幅に増加しました。

### 4. 「コンピュータ製品」の輸入差止件数が引き続き増加 「電気製品」、「靴類」の輸入差止点数が大幅に増加

- 品目別の輸入差止件数では、コンピュータ用ソフトウェアなどの「コンピュータ製品」が前年同期比8.6%増と引き続き増加しました。
- 品目別の輸入差止点数では、首掛けライトなどの「電気製品」が前年同期比22.6倍、スニーカーなどの「靴類」が前年同期比3.3倍と大幅に増加しました。

#### 【問い合わせ先】

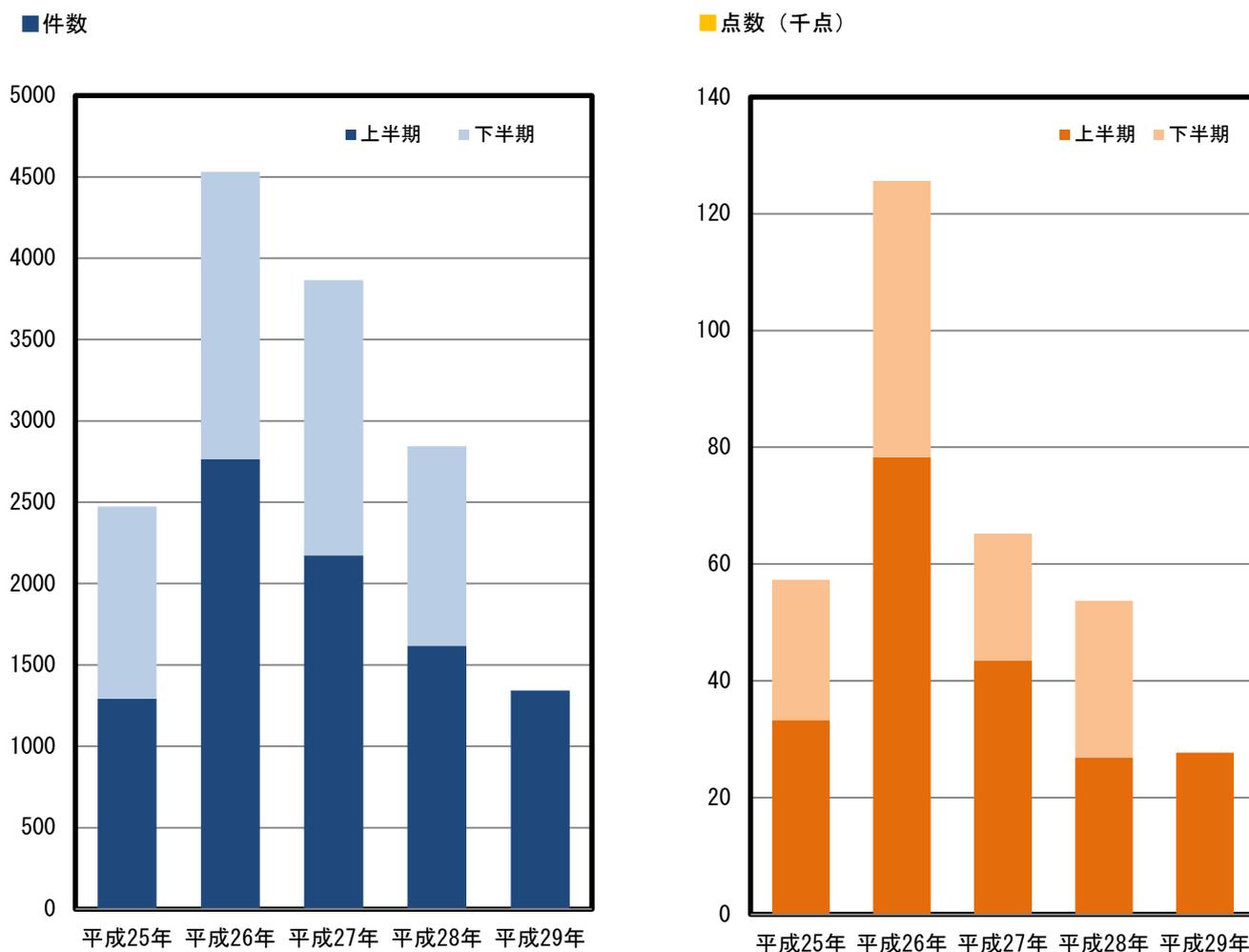
名古屋税関総務部税関広報広聴室  
TEL: 052-654-4008

## 平成 29 年 1 月から 6 月までの名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況

- 輸入差止件数は、1,343 件で、前年同期比 17.0%の減少となったものの、5 年連続で 1,000 件を超えました。また、輸入差止点数は、27,676 点で、前年同期比 3.2%の増加となり、件数、点数ともに高水準にあります。
- 輸入差止点数は、首掛けライトなどの「電気製品」やスニーカーなどの「靴類」が大幅に増加し、前年に多かった自動車用ゴムマットなどの「自動車付属品」や衣類用クリップなどの「衣類付属品」が大幅に減少しました。
- 知的財産侵害物品の輸出差止実績はありませんでした。

(注) 「差止件数」及び「差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品に係る一般貨物及び郵便物の件数及び点数をそれぞれ計上したものである。

### 知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移

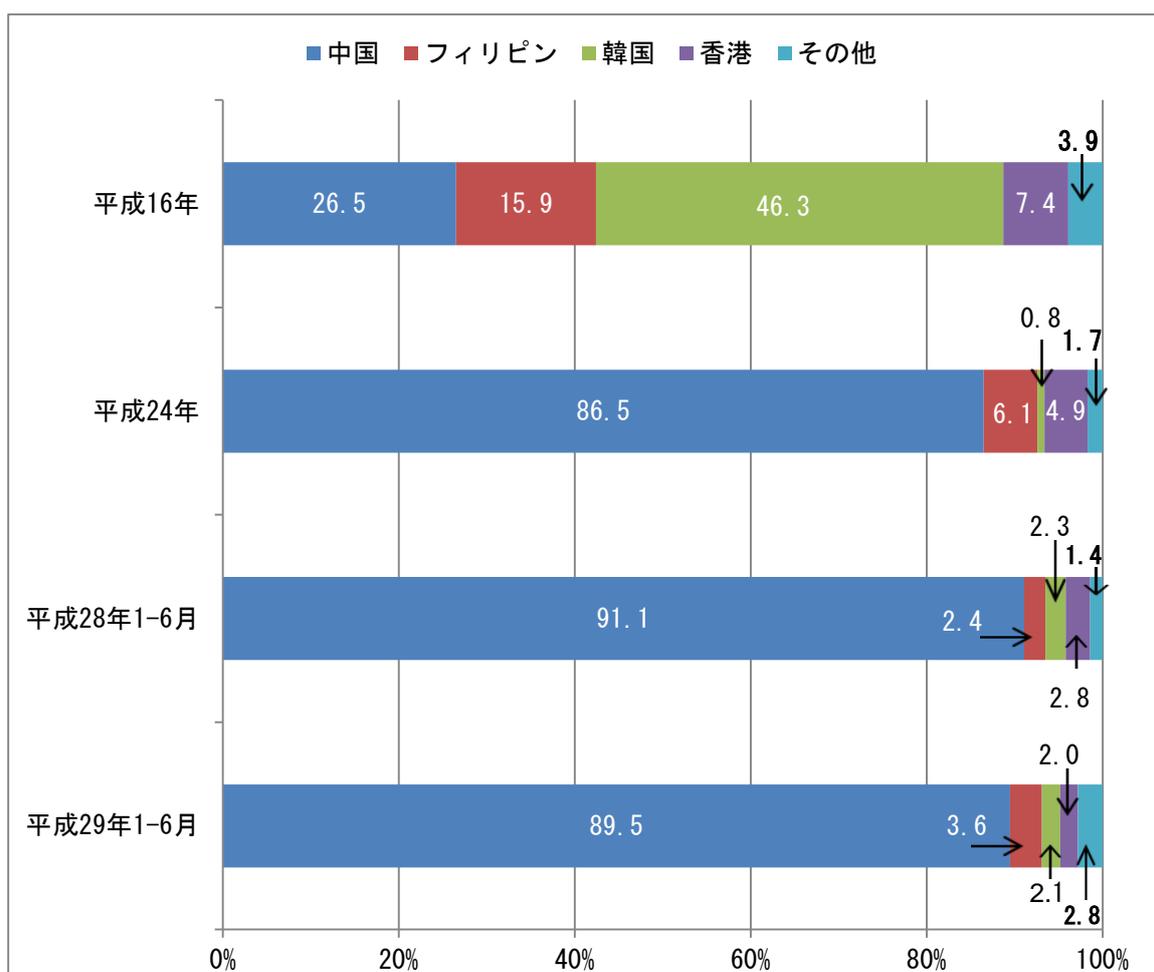


## ○仕出国（地域）別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、中国を仕出しとするものが 1,202 件（構成比 89.5%、前年同期比 18.5% 減）と前年同期の実績（1,474 件）と比べると減少しました。次いでフィリピンが 49 件（同 3.6%、同 25.6% 増）と増加しました。また、以前は差止件数の多かった韓国は、28 件（同 2.1%、同 26.3% 減）と引き続き低水準にあります。
- 輸入差止点数は、中国を仕出しとするものが 21,132 点（構成比 76.4%、前年同期比 8.5% 減）と前年同期の実績（23,092 点）から減少しました。次いでマレーシアが 4,023 点（同 14.5%、同 574.7 倍）、香港が 1,404 点（同 5.1%、0.1% 減）でした。

### 仕出国（地域）別輸入差止件数構成比の推移

枠内の数字は構成比(%)



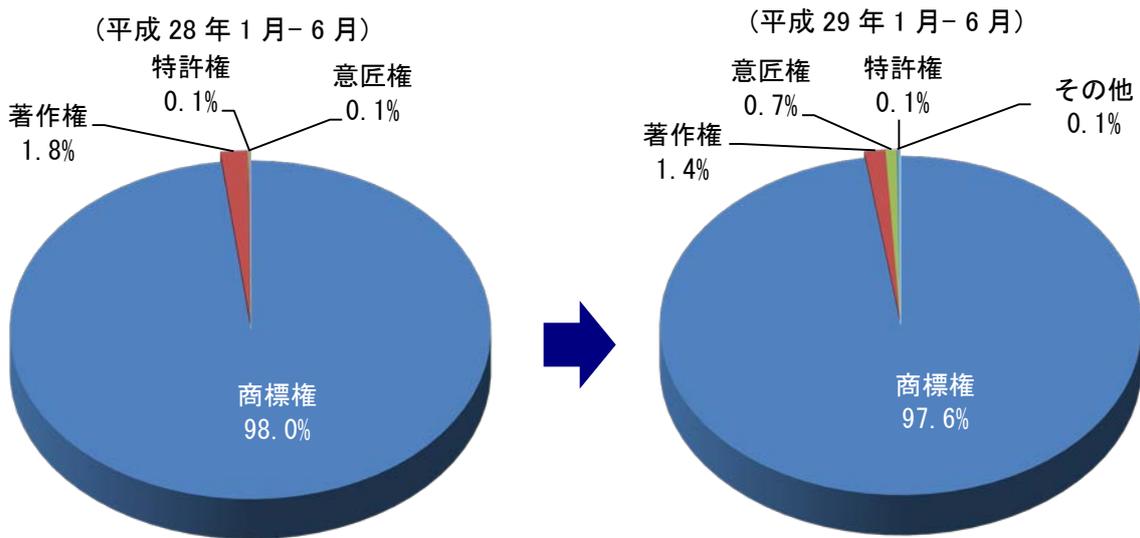
（注）四捨五入しているため、構成比の合計が 100% とならない場合があります。

## ○知的財産別輸入差止実績

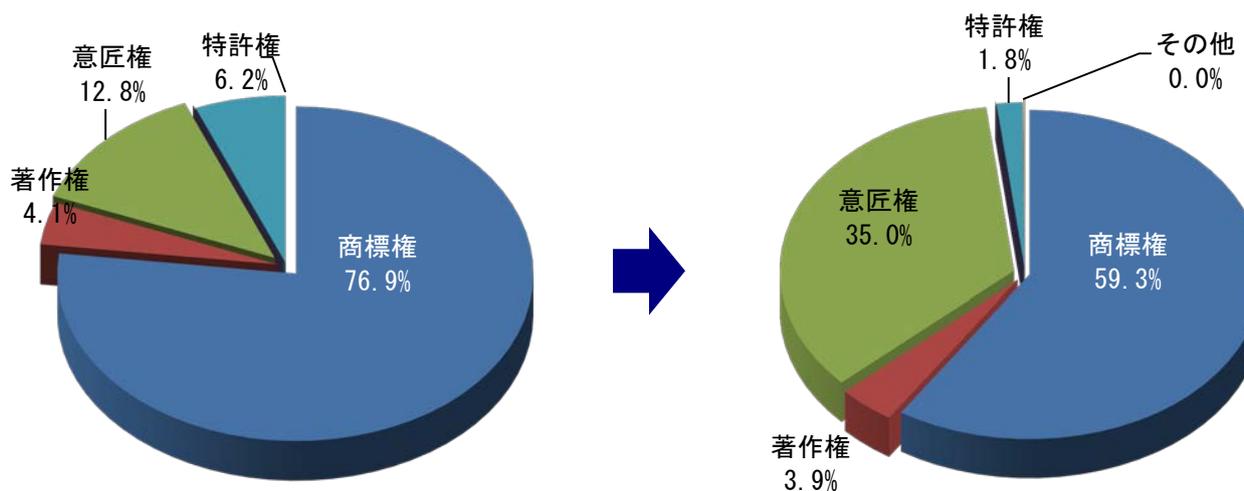
- 輸入差止件数は、偽ブランド品などの商標権侵害物品が 1,318 件（構成比 97.6%、前年同期比 17.4%減）で大半を占めています。
- 輸入差止点数も、商標権侵害物品が 16,409 点（同 59.3%、同 20.4%減）と大半を占めています。

各権利の保護対象は、13 ページの記載を参照願います。

### 知的財産別輸入差止実績構成比の推移（件数）



### 知的財産別輸入差止実績構成比の推移（点数）



（注）四捨五入しているため、構成比の合計が 100% とならない場合があります。

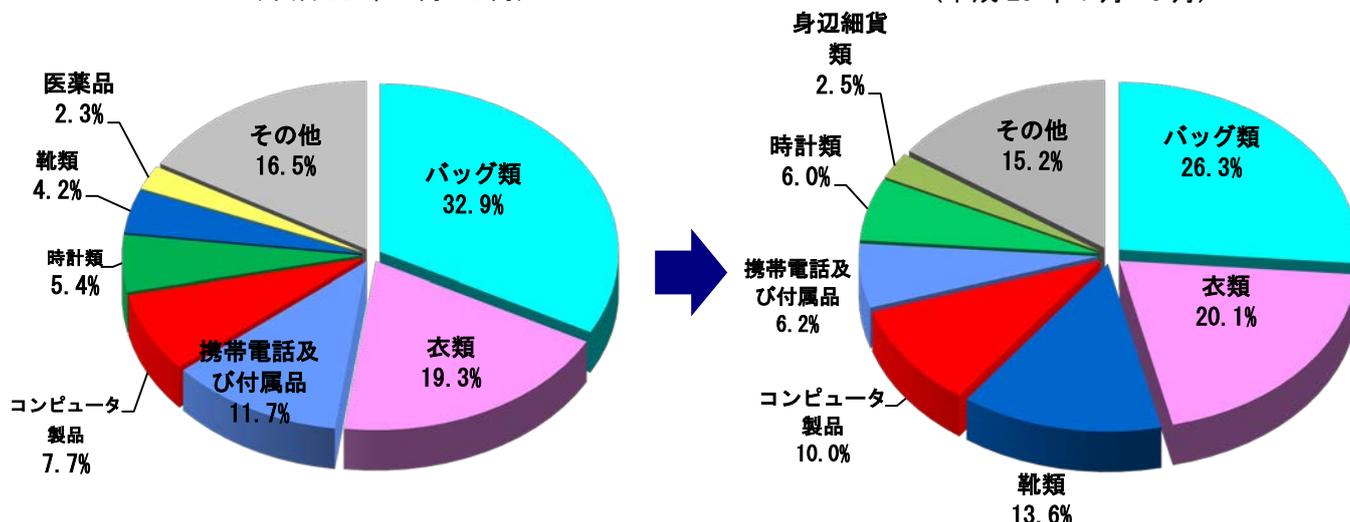
## ○品目別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、バッグ類が396件（構成比26.3%、前年同期比33.3%減）と最も多く、次いで衣類が303件（同20.1%、同12.9%減）、靴類が205件（同13.6%、同2.7倍）でした。
- 輸入差止点数は、電気製品が9,916点（同35.8%、同22.6倍）と最も多く、次いで携帯電話及び付属品が2,117点（同7.6%、同13.9%減）、衣類が1,269点（同4.6%、同20.4%減）でした。
- 件数・点数ともに増加した品目は、靴類（件数で前年同期比2.7倍、点数で前年同期比3.3倍）、身辺細貨類（同31.0%増、同3.2倍）、家庭用雑貨（同69.2%増、同78.1%増）、電気製品（同30.0%増、同22.6倍）等でした。

### 品目別輸入差止実績構成比の推移（件数）

（平成28年1月-6月）

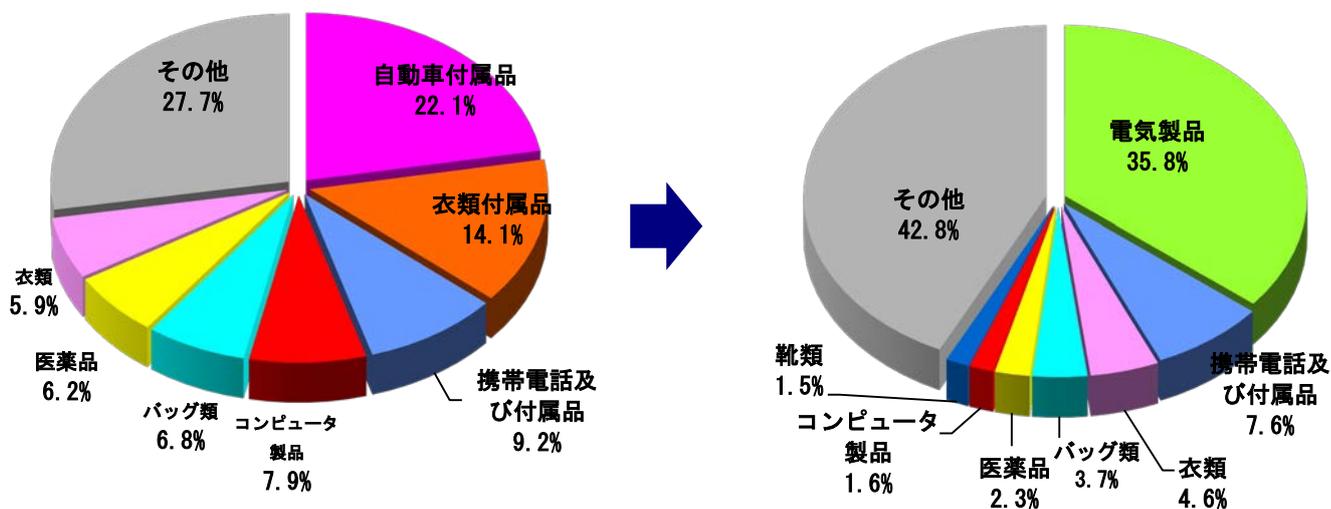
（平成29年1月-6月）



### 品目別輸入差止実績構成比の推移（点数）

（平成28年1月-6月）

（平成29年1月-6月）

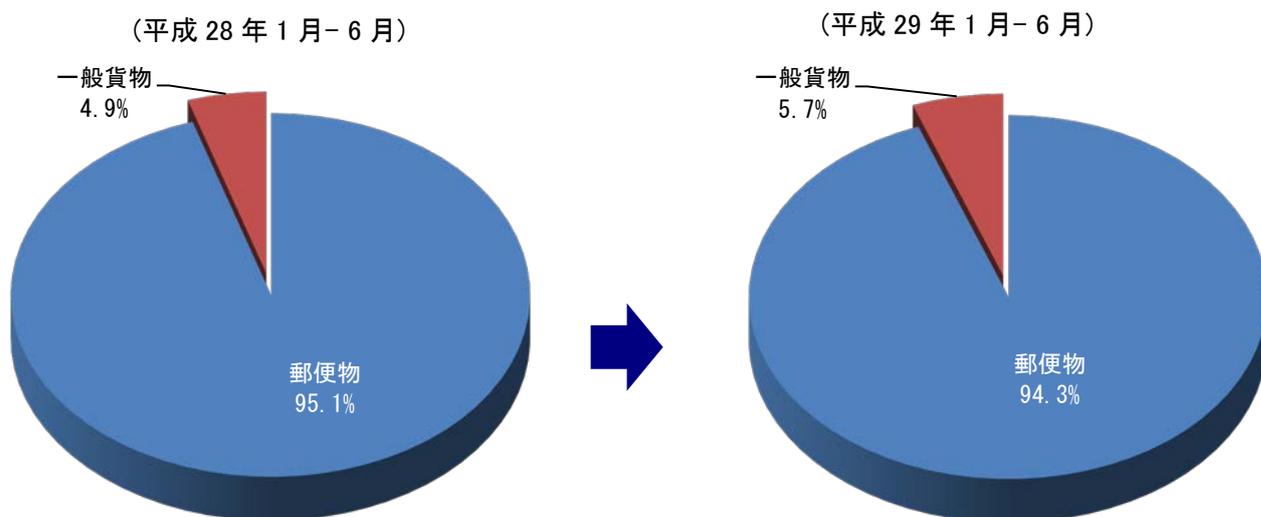


（注）四捨五入しているため、構成比の合計が100%とならない場合があります。

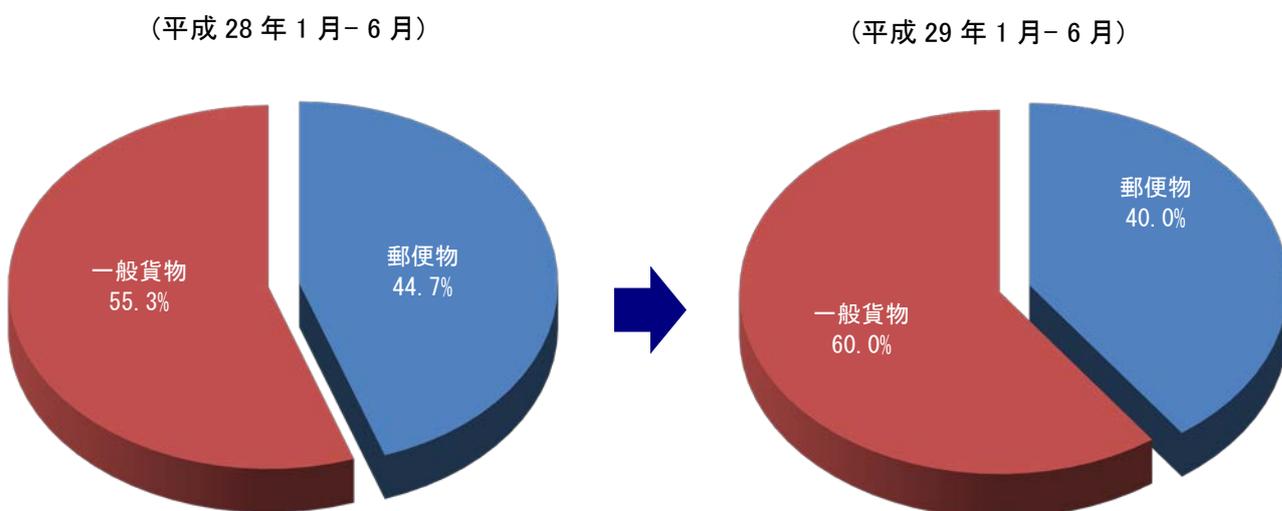
## ○輸送形態別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、郵便物が1,267件（構成比94.3%、前年同期比17.7%減）で大半を占めており、一般貨物は76件（同5.7%、同3.8%減）でした。
- 輸入差止点数は、郵便物が11,083点（同40.0%、同7.5%減）、一般貨物が16,593点（同60.0%、同11.9%増）で、一般貨物が多くなっています。

### 輸送形態別輸入差止実績構成比の推移（件数）



### 輸送形態別輸入差止実績構成比の推移（点数）



平成29年1月から6月までの名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況(資料)

1. 仕出国(地域)別輸入差止実績(件数)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成28年 1月-6月	平成29年 1月-6月	前年 同期比	構成比
中国	4,269	3,537	2,583	1,474	1,202	81.5%	89.5%
フィリピン	66	103	79	39	49	125.6%	3.6%
韓国	42	90	70	38	28	73.7%	2.1%
香港	99	83	69	45	27	60.0%	2.0%
タイ	9	12	14	9	6	66.7%	0.4%
英国	0	1	3	1	5	500.0%	0.4%
ベトナム	4	2	3	1	4	400.0%	0.3%
台湾	1	1	4	3	3	100.0%	0.2%
マレーシア	5	4	2	1	3	300.0%	0.2%
米国	0	5	1	1	3	300.0%	0.2%
上記以外の国	35	27	17	6	13	216.7%	1.0%
合計	4,530	3,865	2,845	1,618	1,343	83.0%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 件数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数を計上しています。

(注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

## 2. 仕出国(地域)別輸入差止実績(点数)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 28 年 1 月－6 月	平成 29 年 1 月－6 月	前年 同期比	構成比
中国	113,454	59,415	34,417	23,092	<b>21,132</b>	91.5%	76.4%
マレーシア	56	39	11	7	<b>4,023</b>	57471.4%	14.5%
香港	6,969	1,494	8,723	1,406	<b>1,404</b>	99.9%	5.1%
フィリピン	1,531	1,303	964	563	<b>611</b>	108.5%	2.2%
韓国	878	1,764	7,133	742	<b>295</b>	39.8%	1.1%
米国	0	31	2	2	<b>54</b>	2700.0%	0.2%
英国	0	9	3	1	<b>32</b>	3200.0%	0.1%
ベトナム	31	42	34	1	<b>23</b>	2300.0%	0.1%
ドイツ	0	0	5	1	<b>23</b>	2300.0%	0.1%
タイ	173	262	1,517	820	<b>21</b>	2.6%	0.1%
上記以外の国	2,907	797	948	176	<b>58</b>	33.0%	0.2%
合計	125,999	65,156	53,757	26,811	<b>27,676</b>	103.2%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の点数を計上しています。

(注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

### 3. 知的財産別輸入差止実績

上段: 件数  
下段: 点数

		平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 28 年 1 月－6 月	平成 29 年 1 月－6 月	前年 同期比	構成比
特許権		0	0	2	1	2	200.0%	0.1%
		0	0	8,457	1,650	502	30.4%	1.8%
実用新案権		0	0	0	0	0	—	—
		0	0	0	0	0	—	—
意匠権		3	3	5	1	10	1000.0%	0.7%
		23,873	645	4,036	3,433	9,676	281.9%	35.0%
商標権		4,485	3,811	2,799	1,596	1,318	82.6%	97.6%
		100,093	61,746	39,368	20,625	16,409	79.6%	59.3%
著作権		61	69	58	30	19	63.3%	1.4%
		2,028	2,765	1,896	1,103	1,088	98.6%	3.9%
著作隣接権		0	0	0	0	0	—	—
		0	0	0	0	0	—	—
回路配置利用権		0	0	0	0	0	—	—
		0	0	0	0	0	—	—
育成者権		0	0	0	0	0	—	—
		0	0	0	0	0	—	—
不正競争防止法 違反物品	周知表示	0	0	0	0	0	—	—
	混同惹起品	0	0	0	0	0	—	—
	著名表示	0	0	0	0	0	—	—
	冒用品	0	0	0	0	0	—	—
	形態模倣品	0	0	0	0	0	—	—
	営業秘密	—	—	0	0	0	—	—
	侵害品	—	—	0	0	0	—	—
	技術的制限手段 無効化装置	2	0	0	0	1	全増	0.1%
	5	0	0	0	1	全増	0.0%	
合計		4,530	3,865	2,845	1,618	1,343	83.0	100.0%
		125,999	65,156	53,757	26,811	27,676	103.2%	100.0%

(注1) 件数・点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数・点数を計上しています。

(注2) 1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、件数についてはそれぞれの知的財産に、点数については表中上位の知的財産のみに計上しています。従って、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は権利ごとの件数の合計(のべ数)をもとに算出しています。

(注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

#### 4. 品目別輸入差止実績(件数)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 28 年 1 月－6 月	平成 29 年 1 月－6 月	前年 同期比	構成比
バッグ類	1,136	1,025	1,013	594	<b>396</b>	66.7%	26.3%
衣類	1,773	1,293	630	348	<b>303</b>	87.1%	20.1%
靴類	346	241	207	76	<b>205</b>	269.7%	13.6%
コンピュータ製品	96	278	248	139	<b>151</b>	108.6%	10.0%
携帯電話及び 付属品	243	214	329	212	<b>93</b>	43.9%	6.2%
時計類	139	179	162	98	<b>91</b>	92.9%	6.0%
身近細貨類	95	137	50	29	<b>38</b>	131.0%	2.5%
帽子類	65	53	49	30	<b>37</b>	123.3%	2.5%
医薬品	435	170	75	42	<b>24</b>	57.1%	1.6%
家庭用雑貨	24	39	29	13	<b>22</b>	169.2%	1.5%
ベルト類	102	79	47	27	<b>20</b>	74.1%	1.3%
眼鏡類及び 付属品	189	202	53	41	<b>17</b>	41.5%	1.1%
キーケース類	95	108	68	35	<b>17</b>	48.6%	1.1%
布製品	11	27	35	14	<b>16</b>	114.3%	1.1%
自動車付属品	42	52	41	17	<b>14</b>	82.4%	0.9%
上記以外の品目	232	302	145	92	<b>62</b>	67.4%	4.1%
合計	4,530	3,865	2,845	1,618	<b>1,343</b>	83.0%	100.0%

(注1) 件数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数を計上しています。

(注2) 1事案で複数の品目を含んだものがある場合、それぞれに計上するため品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は品目ごとの件数の合計(のべ件数)をもとに算出しています。

(注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

## 5. 品目別輸入差止実績(点数)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 28 年 1 月－6 月	平成 29 年 1 月－6 月	前年 同期比	構成比
電気製品	24,961	920	725	438	<b>9,916</b>	2263.9%	35.8%
携帯電話及び 付属品	10,684	4,435	5,691	2,460	<b>2,117</b>	86.1%	7.6%
衣類	8,098	6,938	3,019	1,595	<b>1,269</b>	79.6%	4.6%
バッグ類	4,052	3,265	2,927	1,825	<b>1,012</b>	55.5%	3.7%
医薬品	14,527	6,312	3,209	1,665	<b>646</b>	38.8%	2.3%
コンピュータ製品	3,665	1,374	9,297	2,125	<b>456</b>	21.5%	1.6%
靴類	2,938	3,245	442	128	<b>428</b>	334.4%	1.5%
身辺細貨類	1,708	1,870	538	125	<b>398</b>	318.4%	1.4%
自動車付属品	1,724	2,819	6,975	5,938	<b>339</b>	5.7%	1.2%
家庭用雑貨	546	928	395	128	<b>228</b>	178.1%	0.8%
キーケース類	443	593	214	75	<b>220</b>	293.3%	0.8%
時計類	525	729	291	179	<b>195</b>	108.9%	0.7%
化粧品	24	271	460	321	<b>145</b>	45.2%	0.5%
帽子類	1,730	984	492	414	<b>125</b>	30.2%	0.5%
玩具類	201	274	139	79	<b>68</b>	86.1%	0.2%
上記以外の品目	50,173	30,199	18,943	9,316	<b>10,114</b>	108.6%	36.5%
合計	125,999	65,156	53,757	26,811	<b>27,676</b>	103.2%	100.0%

(注1) 点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の点数を計上しています。

(注2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

## 6. 輸送形態別輸入差止実績

上段:件数  
下段:点数

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 28 年 1 月－6 月	平成 29 年 1 月－6 月	前年 同期比	構成比
郵便物	4,364	3,693	2,716	1,539	<b>1,267</b>	82.3%	94.3%
	87,795	56,096	30,300	11,977	<b>11,083</b>	92.5%	40.0%
一般貨物	166	172	129	79	<b>76</b>	96.2%	5.7%
	38,204	9,060	23,457	14,834	<b>16,593</b>	111.9%	60.0%
合計	4,530	3,865	2,845	1,618	<b>1,343</b>	83.0%	100.0%
	125,999	65,156	53,757	26,811	<b>27,676</b>	103.2%	100.0%

(注 1) 件数・点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数・点数を計上しています。

(注 2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

## 税関における知的財産侵害物品の差止め（参考）

知的財産侵害物品は、権利者が本来得るべき利益を奪い、経済秩序を歪めることにより社会経済の活力を損なうものです。また、国民の安全・安心を脅かすおそれもあります。

知的財産侵害物品については、関税法により、輸入及び輸出してはならない物品として規定されており、税関では、その水際取締りを強化しています。

### 税関で差し止めている知的財産侵害物品（保護対象）は

特許権（発明）、実用新案権（アイデア）、意匠権（形状等のデザイン）、商標権（ブランドのロゴマーク等）、著作権・著作隣接権（映画、音楽等）、育成者権（植物品種）、\*回路配置利用権（回路素子と導線のレイアウト）を侵害する物品及び不正競争防止法違反物品（技術的制限手段無効化装置等）です。

※回路配置利用権は輸入のみ



## ○ 関税法第 69 条の 2 第 1 項

次に掲げる貨物は、輸出してはならない。

- ① 麻薬等の不正薬物

～

- ③ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、育成者権を侵害する物品
- ④ 不正競争防止法違反物品（技術的制限手段無効化装置等）

## ○ 関税法第 69 条の 11 第 1 項

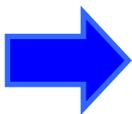
次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

- ① 麻薬等の不正薬物
- ② 拳銃、小銃、機関銃等

～

- ⑨ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品
- ⑩ 不正競争防止法違反物品（技術的制限手段無効化装置等）

※点線枠内の規定に該当するものを、知的財産侵害物品とといいます。



知的財産侵害物品を輸出入すると、以下の罰則が課されることがあります。

## ○ 関税法第 109 条第 2 項、第 108 条の 4 第 2 項

知的財産侵害物品を輸入した者、輸出した者は、

**10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金**

に処し、又はこれを併科する。